

矢掛町空き家改修補助金

令和
5年度

概要

- 補助対象経費の **1/2以内**（補助上限額 **100万円** / 物件（千円未満切捨て））

＜補助対象＞ 矢掛町空き家情報登録物件（居住目的）

- ※ 補助対象工事のみ。他の補助金（矢掛町空き家活用新規創業支援事業補助金を除く）を受けて改修等を行った場合は、上限額（100万円）から差し引いた金額が「補助上限額」となります。
※ 矢掛町伝統的建造物群保存地区内の改修工事を行う場合、矢掛町教育委員会の意見・許可に従い、同保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでない改修を行う必要があります。
（必ず、矢掛町教育委員会へ事前に相談等を行ってください。）

- 補助対象工事（矢掛町内の事業者による施工に限る）

- 台所、浴室、トイレ、洗面所等の改修
- 内装、屋根、外壁等の改修
- 給湯設備工事、電気設備工事、換気設備工事、給排水衛生設備工事
- 不要物撤去・ハウスクリーニング など

- 賃貸借契約等を締結した日 又は 転入日（いずれか早い日）から **1年以内**は、上限額に達するまで補助金の交付決定を受けることができます。

- 他要件に関わらず、**令和6年3月1日までの**交付申請書類の提出が必要です。

① 登録時 改修

空き家**所有者**が、賃貸借契約等の締結前に改修を行うこと
（補助上限額 **50万円** / 物件）

② 契約後 改修

空き家**所有者** 又は **利用者**が、賃貸借契約等の締結後に改修を行うこと
（補助上限額 **100万円** / 物件（①改修済の場合、上限額差引））

対象者

所有者

（条件を**全て満たす**人）

- ① 補助金交付の日から **5年以上**空き家情報登録を行うことを誓約する人
- ② **賃貸借契約等の成立以外の理由で、情報登録の中止を行わない**ことを誓約する人

利用者

（どちらかの要件に
当てはまる人）

- (1) 空き家に居住する予定の転入者または転入誓約者で、**転入日以前3年以内に町内に居住経験がなく**、当該補助金の交付決定の日から **5年以上**空き家に居住することを誓約する人
- (2) (1)に基づく空き家利用者で、転入前に**矢掛町空き家利用希望者情報登録台帳に登録**され、転入日から1年以内に当該補助金の交付決定を受けることができる人

注1) 予算の範囲内での交付となります。 注2) 2親等以内の親族間での活用は補助対象外となります。
注3) 上記誓約事項・補助要件の逸脱等が生じた場合等には、当該補助金の返還を求める場合があります。

補助金申請～交付まで

